

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付要綱の実施に係る
取扱要領

平成31年 3月25日制定

(目的)

第1条 この要領は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を次のとおり定める。

(事前相談)

第2条 コンクリートブロック塀等の所有者は、要綱第7条第1項の規定による交付申請をするときは、事前に補助事業に該当するか確認するため事前相談書（要領第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の事前相談書の提出があった場合に八千代市コンクリートブロック塀等点検調査実施要領の規定に基づき、現地を調査し補助事業として適当かどうかを確認し、その結果を事前調査結果通知書（要領第2号様式）によりコンクリートブロック塀等の所有者に通知するものとする。

(現地調査等)

第3条 市長は、要綱第7条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合に規則第4条第1項の規定に基づく現地調査等は、第2条第2項の現地調査に代えるものとする。

2 市長は、要綱第12条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合には規則第13条第1項の規定に基づき、現地を調査し撤去工事が完了したことを確認しなければならない。

(事業の取り下げ)

第4条 補助対象者は要綱第9条に基づく交付決定通知前に事業の取り下げをしようとするときは、速やかに八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業取り下げ届出書（要領第3号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

要領第2号様式（取扱要領第2条第2項）

事前調査結果通知書

年 月 日

様

八千代市長

年 月 日に事前相談があったコンクリートブロック塀等につきまして、下記のとおり調査結果を通知します。

記

コンクリート ブロック塀等 の所在地		
コンクリート ブロック塀等 の種類		
事前調査結果	<input type="checkbox"/> 高さが基準を超えている	<input type="checkbox"/> 危険コンクリート ブロック塀等に 該当する
	<input type="checkbox"/> 塀の厚みが不十分	
	<input type="checkbox"/> 異なる構造を組み合わせている	
	<input type="checkbox"/> 控壁が基準どおり設置されていない	
	<input type="checkbox"/> 基礎の構造が不適當である	<input type="checkbox"/> 危険コンクリート ブロック塀等に 該当しない
	<input type="checkbox"/> 土圧を受けている	
	<input type="checkbox"/> 亀裂、破損、傾斜、揺れがある	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

(注) コンクリートブロック塀等内部の鉄筋の状況については、調査できませんでした。

危険コンクリートブロック塀等に該当する場合、地震等により倒壊する恐れがあり危険ですので、早急に改善するようお願いします。

なお、不明な事項や改善工事等の相談がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

八千代市 都市整備部

建築指導課 建築指導班

電話 047-483-1151

要領第3号様式（取扱要領第4条）

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業取下げ届

年 月 日

（あて先） 八千代市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

年 月 日付で提出した八千代市危険コンクリートブロック
塀等撤去費補助金交付申請を下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1. 補助対象危険コンクリートブロック塀等の所在地

2. 取下げの理由